## 第8章 平成24年度の年金制度の改正点

平成24年度、社会保障・税一体改革の一環として、年金関係の4つの法律(年金機能強化法、 被用者年金一元化法、国民年金法等一部改正法、年金生活者支援給付金法)が成立しました。

#### ●制度改正の背景

(1) 社会保障・税一体改革

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代に比べ、今日では、少子高齢化、雇用環境の変化、家族のあり方の変容、経済の停滞といった、社会保障制度の前提となる社会経済情勢が大きく変わってきています。

「社会保障・税一体改革」は、こうした状況変化を踏まえ、社会保障の機能強化を実施するとともに社会保障制度の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものです。この一体改革の一環として、平成24年度に、年金制度の改正を行いました。

- (2) 平成24年度の年金制度改正の背景 公的年金制度は、社会経済情勢が大き く変化する中で、
  - ①国民年金・厚生年金の加入者の変化
  - ②年金制度の雇用・就労や人生の選択 への影響
  - ③低年金・無年金者の存在
  - ④年金制度への不信・不安
  - ⑤長期的な持続可能性への不安
  - という課題に直面しています。
    - こうした課題に対応するために、
    - ①働き方・ライフコースの選択に影響 を与えない一元的な制度
    - ②最低保障機能を有し、高齢者の防 貧・救貧機能が強化された制度
    - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

という方向性を目指して改正を行いました。

#### (3) 4法成立の経緯

厚生労働省は、平成24年の通常国会に 以下の4法案を提出しました。

- ○「公的年金制度の財政基盤及び最低 保障機能の強化等のための国民年金 法等の一部を改正する法律案」(年金 機能強化法案)
- ○「被用者年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律案」(被用者年金一元化法 案)
- ○「国民年金法等の一部を改正する法 律等の一部を改正する法律案」(国民 年金法等一部改正法案)
- ○「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」(年金生活者支援給付金 法案)

このうち、「年金機能強化法案」と「被用者年金一元化法案」については、社会保障改革と税制改革を一括で審議するために設置された特別委員会で審議され、民主党・自民党・公明党によるいわゆる3党合意を経て、一部修正され、平成24年8月10日に成立、8月22日に公布されました。

「国年法等一部改正法案」と通常国会会期末に提出した「年金生活者支援給付金法案」は、通常国会では審議されず、継続審議となりました。その後、臨時国会においてこの2法案が審議され、11月16日に成立し、11月26日に公布されました。

以下、成立した法律について、説明します。

## 1 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (国民年金法等一部改正法)

#### (1) 現在の制度

平成16年の年金改正では、今後のさらなる少子高齢化の進展を見据えて、①上限を固定した上で保険料を引き上げる②基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げる③積立金を活用する④財源の範囲内で年金の給付水準を自動調整する、という年金財政のフレームワークを導入しました。そして、5年に1度行われる財政検証で、この財政フレームワークが機能しているかを確認することによって、年金財政の持続可能性を確

保する仕組みとしています (図1参照)。

しかし、平成16年以降、経済、財政状況が停滞し、今回の社会保障・税一体改革の前には、この財政フレームワークのうち、基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための安定財源が確保されていない(※1)ことや、年金給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を行う前提である年金額の特例水準(※2)の解消が行われていないことが課題となっていました。

(※1) 平成21年度から基礎年金国庫負担割合は2分の1となっているものの、安定財源が確保されていないため、臨時財源で対応していました。

#### (※2) 年金額の特例水準

年金額は、前年の物価等の変動に応じて決まります。しかし、平成12年度から14年度の間は、物価が下落したにもかかわらず、特例措置として、年金額の減額を行いませんでした。そのため、平成25年4月現在、支給されている年金額は、本来の額(本来水準)より、2.5%高い水準となっています(特例水準)。

特例水準の年金が給付されている間は、マクロ経済スライドは、発動しないことになっています。

#### (2) 改正の内容

## ①基礎年金国庫負担割合2分の1の維持・恒久化

平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合について、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)によって、2分の1を維持することになりました。そして、後述する「年金機能強化法」によって、消費税が引き上げられることに併せて、平成26年度以降、基礎年金国庫負担割合を恒久的に2分の1とすることになりました(図2参照)。

#### ②年金額の特例水準の解消

年金額の特例水準(※2)を平成25年10月から3年で段階的に解消することとなりました(図3参照)。特例水準の解消は、年金財政を安定化し、現役世代(将来の年金受給者)の年金額を確保する観点から必要な措置ですが、高齢者の方々の生活に対する影響に配慮して、3年間で段階的に解消することにしています。

#### (図1 現行制度の財政フレームワーク)



#### 1)上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年以降の保険料水準の固定。 (保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.30% (労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円 (平成17年4月から毎年280円引上げ)※平成16年度価格

#### ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

[ 平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。 ]

#### ③積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

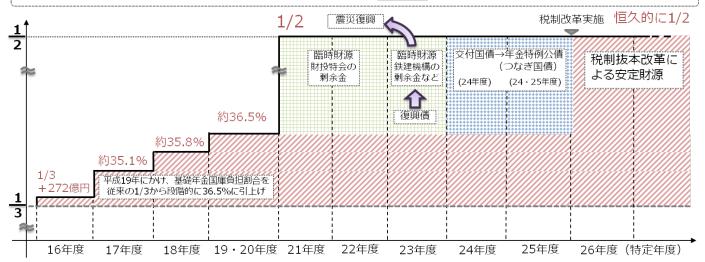
#### ④財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合(所得代替率) 62.3%(2009年度)→ 50.1%(2038年度以降) ※平成21年財政検証結果

#### (図2 基礎年金国庫負担割合について)

- 平成16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 平成21年度・22年度は、臨時財源(財政投融資特別会計の剰余金)により、「1/2」を実現。
- 〇 平成23年度当初予算では、臨時財源(鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など)により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 〇 平成24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化 法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- その後、国年法等改正法について、平成24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)」に修正して成立。
- 平成26年度以降は、年金機能強化法案で、消費税増税(8%)により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することに しており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度(=特定年度)」を「平成26年度」と定めている。

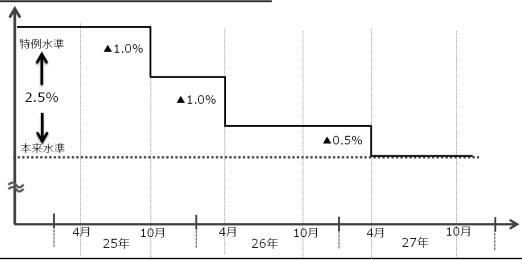


#### (図3 特例水準の解消)

#### 仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合 平成35年10日 (▲1,00%) 平成36年4日 (▲1,00%) 平成35年10日 (▲1,00%) 平成36年4日 (▲1,00%)

平成25年10月(▲1.0%)、平成26年4月(▲1.0%)、平成27年4月(▲0.5%)

#### <概念図>(仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



#### 特例水準解消の意義

○ 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。



・現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。

・世代間の公平を図る。

# 2 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律 (年金機能強化法)

#### ①受給資格期間の短縮(平成27年10月施行予定)

#### (1) 現在の制度

現在の年金制度では、20歳から60歳に達するまでの間、被保険者として40年間、保険料を納付する必要があります。そして、年金を受給するためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合わせた資格期間が、原則として25年以上必要です。

(2) 改正の内容

今回の改正では、納付した保険料に

応じた給付を行い、将来の無年金者の 発生を抑えていくという観点から、受 給資格期間を25年から10年に短縮する ことにしました。

この改正によっても、保険料を10年納めればよいということではなく、国民年金保険料は、40年間納付する必要があることに変わりはありません。

なお、この改正は、平成27年10月の 消費税の引上げに併せて施行を予定し ています。

#### <改正内容>

○納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

- ○現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過 措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。
- ○消費税の引上げに併せて施行(平成27年10月)

#### ②短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大(平成28年10月施行予定)

#### (1) 現行の制度

現在の厚生年金・健康保険の制度では、1日または1週間の所定労働時間が通常労働者(正社員)のおおむね4分の3以上(通常の労働者の所定労働時間が週40時間の場合には30時間以上)の人が適用を受けることとなっています。しかし、この条件を満たさない、いわゆる非正規労働者は、厚生年金・健康保険の適用を受けることができません。

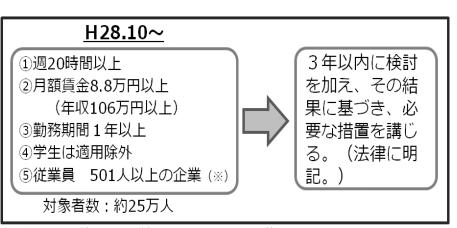
#### (2) 改正の内容

今回の改正では、短時間労働者の将来の年金権を確保するという観点から、1週間の所定労働時間が20時間以上で月額賃金が8.8万円以上など、一定の条件を満たす短時間労働者についても、厚生年金・健康保険の適用対象とすることにしました。

なお、この改正は平成28年10月から施 行を予定しています。

### 厚生年金・健康保険の適用条件





(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

#### ③産休期間中の厚生年金・健康保険料の免除(平成26年4月施行予定)

#### (1) 現行の制度

現行の厚生年金・健康保険制度では、 育児休業を取得した被保険者に対して、 ①育児休業等期間中の保険料免除②育 児休業等を終了した際の標準報酬月額 の改定の特例③3歳未満の子の養育期 間における従前標準報酬月額みなし措 置が講じられています。

#### (2) 改正の内容

今回の改正では、産休期間中についても、育休期間と同様、厚生年金・健康保険保険料の免除、標準報酬の改定の特例などを行うことにしました。

なお、この改正は平成26年4月から 施行を予定しています。

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

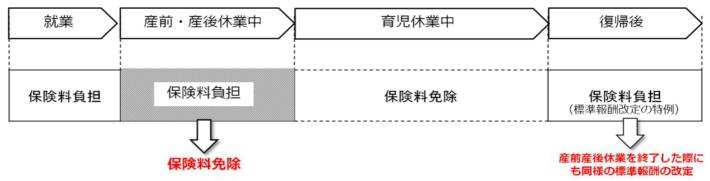
#### 【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。
  - (※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

#### 【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。
  - (※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。
- ○施行日 平成26年4月

#### 【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



#### ④遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大(平成26年4月施行予定)

#### (1) 現在の制度

遺族基礎年金の支給対象は、「子のある妻」または「子」とされていて、いわゆる「父子家庭」は支給対象とされていませんでした。

#### (2) 改正の内容

今回の改正により、平成26年4月以降に妻を亡くした「子のある夫」も、支給

対象となります。ただし、第3号被保険者であった配偶者が死亡した場合には支給しないこととされる予定であるなど、制度の詳細は、今後、政令等で決められることとなっています。

なお、この改正は、平成26年4月の消費税の引上げに併せて施行を予定しています。

# 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (被用者年金一元化法)

#### (1) 現在の制度

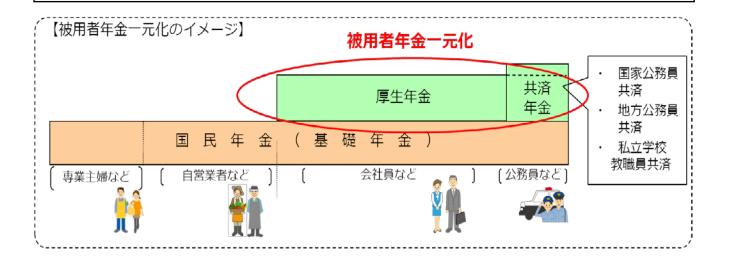
現在の年金制度では、一般の会社員などが加入する制度(厚生年金制度)と公務員や私立 学校教職員が加入する制度(共済年金制度)は、保険料率や職域部分を含めた給付内容、制 度設計が異なっていました。このため、かねてから、保険料率や給付内容を統一する必要が あるとの指摘がなされてきました。

#### (2) 改正の内容

今回の改正では、平成27年10月より、被用者年金の大半を占める厚生年金制度に公務員 や私立学校教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一することとしました。これに より、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消され ることになります。

#### く主な改正項目>

- 厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私 学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計 上する。
- 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金として の3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。



### 4 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (年金生活者支援給付金法)

#### ○法律の内容

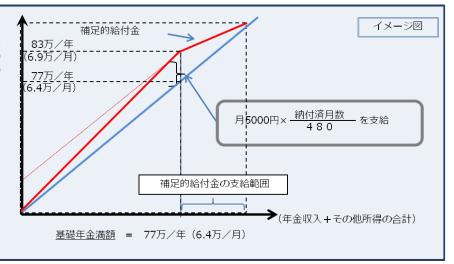
現行の年金制度において、低年金者が存在するという指摘を踏まえ、社会保障・税一体改革の3党合意に基づき、低所得の年金受給者に対して、年金生活者支援給付金を支給する制度が創設されました。

この制度は、消費税の引上げと併せて平成27年10月に施行を予定しています。

- ○所得の額が一定の基準 (※) を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
  - ①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
  - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- (※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること (政令事項)
- ○所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老 齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
- ○一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
- ○年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

#### 施行期日 : 平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革 を行うための消費税法の一部を改正する等の 法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の 日から施行する。



## (参考) 主な改正項目の施行日一覧

改正の主な内容と施行日	
(1)公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)	
改正法の主な内容	施行日
○年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する	平成27年10月1日(※)
○基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める	平成26年4月1日(※)
○短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う	平成28年10月1日
○厚生年金・健康保険について、産休期間中の保険料を免除する	平成26年4月1日
○遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う	平成26年4月1日(※)
	1
(2)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)	
改正法の主な内容	施行日
○厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一する	
○共済年金・厚生年金の保険料率(上限18.3%)を統一し、制度の差異を解消する	平成27年10月1日
○共済年金にある公的年金としての3階部分(職域加算)は廃止する	
○追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について27%引き下げる	平成25年8月1日
(3) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号)	
改正法の主な内容	施行日
○平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合を、年金特例公債により2分の1とする	公布日(平成24年11月26日)
○年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する	平成25年10月1日
(4)年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)	
(4) 年並上沿有又援和付金の又和に関する法律(十成24年法律第102号) 法律の主な内容	施行日
□ 広年の主ない谷 □ ○年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う	平成27年10月1日(※)
	(※)消費税の引上げと併せて施行される